

# 山梨県公報

第百八十一号  
令和三年  
四月八日  
木曜日

## 目次

○大規模小売店舗の施設の運営方法の変更に関する事項の変更の届出……………一五七  
○公共測量の終了(二件)……………一五七

### 選挙管理委員会

○山梨県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程……………一五八  
○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程……………一五八

○政治団体の名称等の届出……………一五八

○政治活動のために寄附を受け又は支出することができない団体……………一六一

○新聞又は雑誌を掲示する場所の指定の一部改正……………一六一

○公職選挙法施行令第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示の一部改正……………一六一

○山梨県選挙管理委員会委員長の選挙……………一六二

○山梨県選挙管理委員会……………一六二

○教育委員会……………一六二

○博物館の登録……………一六二

## 公 告

● 大規模小売店舗の施設の運営方法の変更に関する事項の変更の届出  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。  
令和三年四月八日

一 届出者  
山梨県知事 長 崎 幸太郎

氏名又は名称及び法人にあつては

住所

代表者の氏名

綿半ホールディングス株式会社  
代表取締役 野原勇

長野県飯田市北方千二十三番地一

### 二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 綿半スーパーセンター万力店

(二) 所在地 山梨県山梨市万力字片瀬千九百二十七番地一外

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前九時三十分 閉店時刻 午後八時	開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後九時四十五分
来客が駐車場を利用することができ る時間帯	午前九時から午後八時三十分 まで	午前六時三十分から午後十時 まで

3 変更する年月日 令和三年五月二十日

三 届出年月日 令和三年三月二十九日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和三年八月九日まで

### ● 公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により峡南建設事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。  
令和三年四月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量及び航空レーザ測深（地図情報レベル五百））
- 二 測量の地域 身延町及び南部町
- 三 測量の期間 令和二年十二月四日から令和三年三月二十三日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により西桂町から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（空中写真撮影）
- 二 測量の地域 西桂町（山地部を除く十・五六平方キロメートル）
- 三 測量の期間 令和二年六月十五日から令和三年三月二十六日まで

### 選挙管理委員会

#### 山梨県選挙管理委員会規程第一号

山梨県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年四月八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

#### 山梨県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

山梨県選挙事務取扱規程（平成十二年山梨県選挙管理委員会規程第二号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第二十六条（指定投票区の指定等）第二項」を「第二十六条（指定投票区の指定等）第三項」に改める。

第四号様式中「第26条第2項」を「第26条第3項」に改める。

#### 附則

この規程は、公布の日から施行する。

#### 山梨県選挙管理委員会規程第二号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次の

ように定める。

令和三年四月八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程（平成十七年山梨県選挙管理委員会規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

#### 附則

この規程は、公布の日から施行する。

#### 山梨県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項、第七条、第十七条第一項及び第十九条第三項の規定による届出が次のとおりであった。

令和三年四月八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届  
その他の政治団体

小野すずえ後援会「鈴の会」	代表者氏名 河野勝恵	会計責任者氏名 岩下治子	主たる事務所の所在地 山梨市上神内川一五一	設立年月日 令和三年三月六日	届出年月日 令和三年三月八日
---------------	---------------	-----------------	--------------------------	-------------------	-------------------

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	若葉会 若尾しよう子と山梨の子どもの未来を考える会				令和三年二月十二日	令和三年二月十二日
旧	若葉会 若尾しよう子と山梨のこどもの未来を考える会					
新	安藤久雄後援会	笹本憲男		大月市大月町真木四一三五	令和三年二月十日	令和三年二月十五日
旧	あんど久雄後援会			大月市大月一〇一〇一八		
新	皆川いわお後援会皆和会	峰村紫郎			令和二年六月二十五日	令和三年二月二十二日
旧	ひやざき雅也を応援する会	八巻美弥子	小宮睦子	北杜市大泉町西井出八二四〇一八四四四	令和三年三月一日	令和三年三月一日
新	電機連合山梨政治活動委員会	堀内敬士	石津博史		令和三年二月二十五日	令和三年三月三日
旧	日本共産党甲府・東山地区委員会	小林正博	三輪茂樹		令和三年二月十五日	令和三年三月三日
新	山梨県美容政治連盟	橋本光隆			令和二年六月二十二日	令和三年三月四日
旧	あっちゃんサポーターズ	深澤仁			令和二年二月二十三日	令和三年三月四日
新	渡辺あつお後援会		渡辺啓子		令和二年二月二十三日	令和三年三月四日

旧	新	旧	新
相馬保政後援会		未来Labo.	
梅屋 一布		安藤 武則	
		南アルプス市鮎沢一〇九七一	
		南アルプス市飯野三五六七	
令和三年三月八日		令和二年十一月十七日	
令和三年三月十一日		令和三年三月八日	

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
渡辺英子後援会	小尾 英之	竹田 英雄	北杜市長坂町長坂上条一一八五	令和二年十二月二十日	令和三年二月二十二日
恒友会	唐沢 稔	渡辺 勇雄	笛吹市八代町北一六一七	令和二年十一月十六日	令和三年三月一日
小野すずえ後援会「鈴の会」	竹山はる美	小野 晴樹	山梨市上神内川一五一	平成二十五年十一月三十日	令和三年三月八日
久親会	金丸 信吾	金丸 信吾	甲府市丸の内二丁目四一六	令和三年二月十八日	令和三年三月九日
あっちゃんサポートーズ	渡辺 敦雄	渡辺 敦雄	上野原市上野原五九四一	令和二年十二月三十一日	令和三年三月十日
北杜市の暮らしを考える会	岡野 淳	近藤 肇	北杜市大泉町谷戸五六〇四	令和二年十二月三十一日	令和三年三月十日
辰和会	雨宮 幹夫	保坂 武彦	中巨摩郡昭和町河東中島一一三八一二	令和二年十月三十一日	令和三年三月十二日
黎明会	棚本 邦由	稲田 良	大月市大月町花咲一六七七一	令和二年十二月三十一日	令和三年三月十八日
千野秀一後援会	浅川 一	千野 加代子	北杜市大泉町西井出一五一七	令和三年三月十七日	令和三年三月十九日

政治資金規正法第十九条第三項第三号による届出 資金管理団体異動届

区分	氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	異動年月日	届出年月日
旧	丹澤 孝		丹沢たかし後援会	西八代郡市川三郷町市川大門一二二七		平成二十六年九月一日	令和三年二月十五日
新				西八代郡市川三郷町市川大門九四七			

旧	新	旧	新
藤本好彦		丹澤孝	
市議会議員	県議会議員	町議会議員	町議会議員
郷土再耕の会		丹沢たかし後援会	
平成三十一年四月三十日	令和三年二月十五日	令和三年二月二十六日	

**山梨県選挙管理委員会告示第七号**

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、令和三年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

令和三年四月八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

政治資金規正法第十七条第二項適用団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
笠松ゆきたか後援会幸山会	笠松幸剛	笠松沙つき	中巨摩郡昭和町西条三八三八一
勝保進後援会	萱沼俊夫	加賀美健	富士吉田市小明見一〇一〇一八
幸典会	田中周次	川崎勤夫	中央市山之神九四一八
三親会	川手一豊	佐藤実	甲府市伊勢二一七一一一六〇二
Zero+1	高村康	中村保彦	南都留郡山中湖村山中二三五一三
望月みちお後援会	望月三千生	天野秀一	南巨摩郡早川町雨畑一九四九

**山梨県選挙管理委員会告示第八号**

新聞紙又は雑誌を掲示する場所の指定（昭和三十年山梨県選挙管理委員会告示第三十九号）の一部を次のように改正する。

令和三年四月八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

**山梨県選挙管理委員会告示第九号**

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示（昭和四十四年山梨県選挙管理委員会告示第七号）の一部を次のとおり改正する。

令和三年四月八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

**附則**

一中「第四百四十九条第二項」を「第四百四十九条第五項」に改める。

表中「富士吉田市上吉田字三枚島六五三〇番」を「富士吉田市上吉田東七丁目一番号」に改める。

山梨県選挙管理委員会告示第十号

山梨県選挙管理委員会委員長が次のとおり選挙された。

令和三年四月八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

氏名	住所	選挙年月日
小宮山 博	甲州市塩山三日市場三二八六番地	令和三年四月一日

教育委員会

山梨県教育委員会教育長告示第一号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十条の規定により、次のとおり博物館を登録した。

令和三年四月八日

山梨県教育委員会

教育長 三 井 孝 夫

一 登録年月日

令和三年三月三十日

二 記号番号

梨博 第二十五号

三 設置者の名称及び住所

一般財団法人 アフリカンアートミュージアム

山梨県北杜市長坂町中丸千七百十二番地七

四 名称

アフリカンアートミュージアム

五 所在地

山梨県北杜市長坂町中丸千七百十二番地七